

## 九州大学法学部ニュース : 第6号

<https://doi.org/10.15017/17102>

---

出版情報 : 法学部ニュース. 6, pp.1-12, 2008-05-30. 九州大学法学部広報委員会  
バージョン :  
権利関係 :

## 九州大学 法学部 ニュース 第6号

KYUSHU UNIVERSITY FACULTY OF LAW-NEWS Vol.6

平成20年5月30日 九州大学法学部広報委員会

卒業式、入学式が盛大に行われました。



卒業式後 50周年記念講堂前で



法学部 新入生オリエンテーション



大学院法学府 新入生オリエンテーション

### CONTENTS

● 退任挨拶 .....	2	● 第3回・法学府英語プログラム博士課程(LL.D.) 主催・国際シンポジウムに参加して .....	10
● 就任挨拶 .....	6	● 著作紹介 .....	11
● 法学部短信 .....	8-9	● 平成19年度卒業生進路一覧 .....	12

## さようなら これからもご活躍を

今年度は、定年退職されて久留米大学へ移られる石川捷治教授をはじめ、立教大学へ阪本昌成教授、同志社大学へ川嶋一郎教授、日本赤十字九州国際看護大学へ大橋将准教授が移られることとなりました。それぞれの先生方に法学部を去られるにあたりお言葉をいただきました。

### さようなら九大法学部

石川 捷治  
いしかわ しょうじ



30年間にわたって法学部には大変お世話になった。30年間、長いといえば長い。しかし振り返ってみると一瞬だったような気がする。

私が法学部に着任(助手を1年して、北九州大学で5年勤めて戻ってきたのだが)した1978年には、助教授は菊池高志氏(労働法・現西南学院大学)と私の2人だけで、翌年に河内宏氏(民法・現近畿大学)が着任して、助教授3人という時期が相当長く続いた。最初の頃は教員数も20名前後であった。旧制大学のなごりだったのか、教授と助教授では発言権に大きな差があったり、しばしば「こんなことでいいのか」と憤慨したこともあった。しかし、まだ大学にも教員にも余裕があったのは事実である。助教授の頃は「研究に専念できる」のが建前になっていた。助教授は主たる講義や大学院のゼミは担当しなくていいことになっていたし、役職もほとんどが免除されていた。ただ、私の所属した政治史・外交史講座は教授(具島兼三郎氏が1969年退官)が空席だったため、政治史の講義、大学院は当初からフルに持た

された。それでもまだ余裕があり、研究・教育に専念できた。しかし、現在の大学、特に法人化後の大学は、本当に余裕がなくなってしまった。そのような状況に追い込んだ責任の一端は私や私の世代の教員にあることは十分に自覚しているが、研究資金の配分をエサとした競争と効率を重視する「改革」の流れの凄さを実感させられた。その流れに抵抗しようとしても個々に分断されていたのでは力にならなかった。競争と効率もある程度は必要であるが、大学のあり方には本来なじまないものである。法科大学院の設置は、来るべき(近づきつつある)「法化社会」に対応した時代の要請だと言われてきた。しかし、逆の現象というか、法科大学院の設置が「法化社会」を大学の法学部世界にもちこむとは当初は予想できなかった。何ともならない苦しい時期が一定程度続くとは思いますが、教員も学生も職員とともにスクラムを組んで、耐え抜いて新しいシステムと人間関係を創り出していただきたいと切に念じている。

私はゼミ生には恵まれていた。ゼミを始めた頃は、私も30代の半ばで学生にとっても兄貴分みたいなものだったと思う。当時はまだ「熱い時代」の残り火のようなものがあったので、議論にカッとなり、ネクタイを引っぱったりはまだ良いほうで、ナグリかかってくる学生もいた。若かった私も「応戦」したので、お互いさまだったが。

私のゼミは、「梁山泊ゼミ」とよばれていた。自らがそう呼んだのではなく、オリックス提供の全国大学ゼミナール訪問の記者が「メンバーも、オモテウラをやる者、ゼミで初めて大学の面白さを知った者、単位にならないのに他学部から参加する者など、実に個性的でちょっとした梁山泊だ」(『日経ビジネス』1988年11月21日号、59頁)と評したのが始まりであった。

たしかに、個性豊かな人物が集っていたわけである。ゼミからは、研究・教育者やジャーナリズムの世界に入った人が多く出たのが特色といえようか。今回、定年退職を記念してゼミのOB・

## 石川捷治先生の退職に際して

熊野 直樹  
くまの なおき

OGたちが記念文集『見果てぬ夢の続き』を作ってくれた。このなかには30年間のゼミの歩みが、その雰囲気とともに垣間見られるのではないかと思う。研究者になったOB・OGからは、還暦を記念して、『社会主義の世紀』、『核の時代と東アジアの平和』、『かわりの政治学』という3冊の本を出していただき、そのどれもが新しい問題を提起する作品で、教師冥利に尽きるの一言で感謝に堪えない。

ただ希望をいえば、今後、政治学研究の新しい出発を目指し大学院の門をたたき若者がでてほしいということである。たしかに大学院で政治学を専攻しても就職は難しいので、きつい思いをしなければならないのは目に見えている(実をいうと私も「カスミを喰って生きていく覚悟があれば大学院に行け」と学部の先生(岡本宏氏)から言われたのを思い出す)。だがしかし、現在の日本の政治学が現実の政治と乖離して、それへの有効な批判的見知を出せないでいるのは学問の「危機」といわざるをえない。

なぜそうなっているのかというと次のような事情があると思われる。戦後すぐから1970年代までは、政治学には権力との緊張感が存在した。戦前の多数派の政治学に対する深刻な反省があり、なによりも敗戦という事実が政治学を批判・客観の学とした。それゆえ、政治権力を批判的に見る「マルクス主義政治学」も盛んであり、「近代政治学」も批判的・客観的立場を崩さなかった。だが、1990年代以降とくに細川内閣からの連合政治の時代となると権力との距離感がなくなり、「科学としての政治学」が価値観ぬきの現状を解説するだけのものになってしまった。アメリカからの直輸入(本当はそれをどう使うのが問題であるのだが)の政治学が政治学界の多数派となり、さらにその指導のもとに多くの院生が誕生した。研究者の数は飛躍的に増大したが、政治学は「危機」である。角界と同じように政治学界の再生を担う新人の登場を期待したい。

30年間で変わったことといえば、文系キャンパスの掲示板に政治的アピールや自主的な読書会やサークルの呼びかけが見られなくなったことである。もっと個人や少数のグループだけにこだわらずに輪を拡げたらどうだろうか。各ゼミはそれぞれの求心力だけでなく、遠心力をもったアピールを出せたら法学部もより活性化するのではないだろうか。ともかく、30年間ありがとう。私も新しい一歩を踏み出したいと夢みている。

2008年3月31日をもって、石川捷治先生が九州大学を退職される。また一人、九州大学法学部の「顔」でもあった名物教授が去られることになる。石川先生は、その温厚でユーモア溢れるお人柄やこの間のご功績などによって、教員だけでなく、多くの職員や院生・学生からも厚い信頼を受けてこられた。石川先生は1978年に九州大学法学部の政治史・外交史講座に着任されて以来、30年にわたって研究・教育に尽力された。この間、石川先生の学部ゼミは20名以上の研究者を輩出し、ある商業雑誌のゼミ訪問のコーナーで「梁山泊ゼミ」と紹介されたことは有名である。

石川先生の最終講義が2008年1月24日に10時30分から文系大講義室において「終らない20世紀—夢の続きは?—」という題目のもと行われた。当日は、学生や院生を始め、多数の石川ゼミのOB・OGや法学部のスタッフが参加し、約200名が石川先生の最後の授業を聴講した。内容は先生の生い立ちから、政治学研究を志すに至った経緯、そしてご専門の統一戦線研究や現代の日本を取巻く政治状況について、時折、先生特有のユーモア(駄洒落)を交えながら熱弁された。

ソ連の成立と崩壊を20世紀の始まりと終わりとみなす英国の歴史家E・ホブズボームの「短い20世紀」論に対して、石川先生は、東アジアはむしろ「長い20世紀」であり、戦争への歴史的責任が解決していない日本では、いまだに20世紀は終わっていないと強調された。また現代日本はアメリカとのジュニアパートナーか、それともアジアとの共生か、といった岐路にあると唱えられた。そのうえで、石川先生は、将来の展望を開くためにも、小さなユートピア、すなわち夢を持つことの大切さを訴えられ、自分自身も理想の旗は下ろさないと言説されて、最後の授業を締めくくられた。その後、石川先生を囲んでの昼食会がファカルティークラブにおいて開催され、50名以上の参加があり、スピーチでは参加者の一人一人が石川先生との思い出を語った。

石川先生の退職を記念する行事は最終講義だけでなく、2月16日には九州大学政治研究会において退職記念の特別セッションが開催され、3月22日には文系大講義室において退職記念講演会が行われた。また、石川先生の退職を記念して、退職記念文集『見果てぬ夢の続き』(頒価1300円)が出版されている。

退職されて久留米大学に移られても、石川先生のいっそうのご健康とご発展を心より祈念する次第である。



私は、この春をもって立教大学法学部に移籍します。九州大学に着任したのが2004年7月でしたから、私の九州大における在職期間は3年7箇月という実に短い教育・研究期間でした。この間を「自己点検・自己評価」すれば、次のようです。

第1。教育面においては、私は充実感に満ちています。着任早々私が担当した授業は、憲法1でした。これは、「越年制」の4単科目で、新入生は後期から受講することになります。1年次生にとっては、歴史に名を残した法学者の固有名詞すら馴染みはなく、ましてや、彼らの思想や理論となると今まで聞いたこともないことでしょう。おまけに、学生諸君は法学の用語にも慣れていません。にもかかわらず、私は、次から次へと法学者や政治思想家の名前と理論に言及し、法学の言葉で話しかけました。内心では“1年生が理解することは困難かもしれないなあ”と一方で感じながらも、他方、“かれらの知的水準であれば、何かを習得してくれるだろう”と期待しました。幸いなことに、大講義室の前半分くらいの学生諸君が体を乗り出すように私の話を聞いてくれました。静まりかえっている大講義室、次第に紅潮する彼らの顔、この雰囲気は教師冥利に尽きました。

次に、着任半年後、ゼミを担当しましたところ、ゼミ生の知力の高さには驚嘆することになりました。報告担当者が、私の予想もしない論点をついたり、私の読んでいない文献を駆使したり、判例をきめ細かく分析したりしますので、私は事前準備に時間を相当に使って、「彼らに負けてはならじ」と意気込みました。もっとも、この私の意気込み(入れ込み)は、ゼミ生諸君にとっ

ては迷惑だったかもしれません。

さらに、法科大学院において私が担当した「公法Ⅱ」(憲法訴訟論)での活発な質疑応答に、これまでにない、良性の疲れを経験しました。

第2。研究面においては、私は未消化感を強くもっています。2006年には、『法の支配』と題する本を勁草書房から公刊したのですが、これは、過去の蓄積をアウトプットしたに過ぎず、九州大における研究の成果だとはいえません。九大着任以来、私が課題としてきたのは、「法と経済学」の視点から表現の自由、なかでも、プライバシーや名誉毀損法制を再構成することでした。この研究成果を公刊しないまま九州大を去ることは、私にとって最大の心残りです。

第3。アドミニストレーションに関して私は、ほとんど貢献できませんでした。他の大学にながく勤務してきた私には、九州大の慣行・風土や公文書の様式に慣れることが精一杯でした。“教授会自治が大学における最悪の側面でもあり、最善の側面でもある”とときにいわれますが、法学会教授会は、まさにその典型例のように私は感じました。執行部および事務関係者のご苦勞が私には手に取るようにわかります。

3年8箇月、私は、よき同僚、よき学部生・大学院生に囲まれて幸せでした。感謝の念とともに、皆様のご健勝をお祈りいたします。

## 「惜別——Look Homeward, Angel」

川嶋四郎  
かわしましろう

箱崎の冬の風は、ことのほか冷たい。

九大には、11年間もお世話になり、ありがとうございました。かなり疲れています。年老いた両親の待つ故郷に帰るために、この春で、21年間務めました国立大学教員を、やめることにしました。藤樹先生の後塵を拝してのことです。これからは、市井で、学生や新しい同僚たちと、「民事救済過程の再構築」の営みを、さらに続けて行ければと考えています。私を、九大に呼んでくださった、井上正三、井上治典両先生は、すでに冥界に旅立たれてしまいました。両先生のいわば遺言執行者として、心残りはありませんが、できる限りのことをしてきたように思います。お

蔭様で、先生方の「志」を受け継ぐ若い誠実な研究者たちにも、恵まれることができました。

いろいろなことがありました。喜びも悲しみも。たくさんの学生、院生が、私のもとに、集まってくれました。感謝に堪えません。様々な授業もしてきました。たとえば、「民事訴訟法」、「民事救済法」、「裁判制度論」、「倒産法」、「民事執行・保全法」、「法学入門」、「民事紛争処理法入門」、「民事訴訟法演習」、「民事訴訟法特講第1、2」、「民事訴訟法研究第1」、「民事訴訟法Ⅰ、Ⅱ」、「民事救済法特論」、「文学と法」、「模擬裁判」、「リーガル・クリニックⅡ」、「司法政策論」、「法律外書講義Ⅰ」等を通じて、私は、公正

な紛争処理手続の価値、すなわちプロセスの価値、ひいては、利用者主体のプロセス法学のあり方を、多少とも伝えることができたのではと思います。10人近くの研究者を養成できたのも、良き思い出です。研究書も論文等も、いくらかは書くことができました。たくさんの人事も担当しましたし、数多くの学務も経験しました。教授会は、特に面白い議論のフォーラムでしたが、かつては、私にはよく分からないことも、少なくありませんでした。予想外の様々な出来事もあり、ここは、アイオワではなく、ピレネーのあちら側かとさえ、思ったこともあります。学生の質も、ずいぶん変わりました。戦友たちの多くも、九大を去っていきました。

法科大学院の創設は、抵抗勢力のせいで結構大変でしたが、振り返ってみれば楽しいものでした。もっと早く、家族に迷惑をかける前に、伯夷叔斉の故事に倣うべきだったのかもしれない。ともかく、社会の隅々に利益追求型の人間が跳梁跋扈し、献身よりは収奪が横行し、偽善と無関心と拝金主義さえもが蔓延しかねない現代社会にあって(あるいは、だからこそ)、九州大学法科大学院では、「人間に対する温かい眼差しをもち社会正義を実現できる法律実務家」の養成が貫徹されることを、東

方は叡山の麓から、期待し続けたいと思います。勤勉で真摯な学生と、献身的な教職員の皆さんには、「辛酸佳境に入る」の言葉を、遺したいと思います。いい言葉です。なお、若い准教授の皆さんは、とりかえしがつかなくなる前に、できるだけいい論文を、たくさん書いてください。

私たちは、この土地で、縁あって盲導犬の繁殖犬ボランティアを始め、5年以上が経ちました。愛するデボラも現役を引退し、家族のなかにほんわりと溶け込んでいます。彼女の今の仕事は、私のセラピー。彼女からも、たくさんのことを学びました。仔犬たちをひたむきに世話する彼女を見てると、「いつかどこかでだれかの役に立つこと(「ユビキタスな献身」(?))の大切さを、心から感じることができました。

九大時代に、多くの方々のお陰で、私は、「知の地平」を広げることができる豊かな年月を過ごすことができました。これまで、私の教育、研究、学務等を支えてくださり、素晴らしい時間を共有させてくださった、学生、院生、事務職員そして教員の皆さんに、深く感謝し、その方々の健康を、心から祈念しています。(標題は、第二次世界大戦中に「お国」のために太宰が書いた著作等より。)

## 九大法学部のいっそうの発展を期待します

大橋 将  
おおはし しょう

編集者に言わせると、大学の教員は「あっち側」で、出版社は「こっち側」です。その「あっち側」に38年編集者生活を送った有斐閣から垣根を越えて飛び込んできて、もう3年が経ちました。結果的には、あつという間の3年間でした。九大に溶け込もうと、自宅を引き払って福岡に越してきましたが、福岡での生活は十分満喫させていただきました。研究が専門の諸先生方には時間がなくて取り組めないマターについて、編集者および社会人経験をふまえた新しい提案をするのが課された仕事だったと思うのですが、その本題にどこまで迫れたか、正直心許ないものがあります。しかし、お世辞でも皆さんから「後が困る」と言われると、自己評価はさておいて、何となく嬉しくなるのも不思議です。

また、残念ながら、九大では授業は担当できませんでしたが、他大学で非常勤講師をさせていただき、改めて授業の難しさを痛感しました。4月からは、日本赤十字九州国際看護大学で、本格的な教員生活を始めることとなります。これもひとえに、九大の皆様のご指導のたまものと感謝しております。

九大生とは、就職関連や大学院生との狭いつきあいしかありませんでしたが、少ない付き合いの中で印象に残った学生は数

多くいます。例えば、シンポジウムのまとめをしてくれたSさん、最初はテーブル起こしに戸惑っていたようですが、原稿を見てちょっとしたサジェスションを伝えるだけで、次に出てきた原稿は、格段に進歩しているのに目を見張ったものでした。また、とくに採用選考が終わっている意中の企業に、夏休みから押しかけて、遂に採用を勝ち取ったHさん。「これから送るんですけど一寸見てください」と持ってきた自己PRの文章は実に見事な出来映えでした。改めて九大生の潜在能力に感心しました。

初めての公務員類似の生活で、途惑うことが多く、つい民間と比較して事務の皆様にはいろいろ失礼なことを申し上げたかも知れません。しかし、若干なりとも効率改善のお役に立っているのではないかと自負している面もあります。改めて、失礼の段お許し下さい。また、キャリアデザイン委員会の設置、法学部ニュースの創刊など、今後の先生方にご負担をかける思いつきもいくつかあり、申し訳なく思っています。何とか、教育・研究の合間に引き継いで作業を進めていただくことを切に願います。九州大学法学部の、いっそうのご発展を祈念する次第です。

# これからよろし

今年は  
ルーキー・イヤーです



田淵浩二  
たぶちこうじ

世間的には働き盛りと言われる年頃ですが、再び「新人の春」を迎えています。これまで静岡、香川と二つの地方大で和気あいあい、悪く言えば「事勿れ主義」で過ごしてきた私にとって、伝統があり、規模も大きい九州大学は「大リーグ」で、自分は実力が試される「ルーキー」みたいなものです。これまでとは違い、ライバル心による緊張の日々になるのではないかと案じています。

ロースクールの教員になってからは学修指導に没頭してしまいがちのため、もう一度、研究者の初心に帰り再出発する決意で来ました。新司法試験は合格しただけでは意味がなく、司法修習生としても評価を得られる人材を輩出しなければならない、教育力の真価が問われる世界だと思えます。まずは、教える側が専門分野の研究を重ねることが、学生の法律家としての素質を見抜く審美眼や、それを育む指導力を鍛えることにつながると信じています。

専門領域は刑事訴訟法です。日本の刑事裁判は、裁判員制度による変化が少しは期待されているものの、弁護人が検察官と裁判官という二つの司法官僚と対峙しないといけないこともあり、これまでには刑事弁護の活性化にとって重要なテーマにつき研究してきました。九州には刑事弁護に熱心な弁護士も多く、腰を据えて研究・教育に取り組むつもりですので、未永く宜しくお願いします。

ともに学びましょう



村上裕章  
むらかみひろあき

北九州で生まれ、福岡で育ちました。本学の学部・大学院で学んだ後、北海道大学で14年間教えていました。久しぶりに九州に戻ってくることになり、後輩の皆さんにお目にかかるのを楽しみにしています。

専攻は行政法で、特に行政訴訟を中心に研究しています。平成16年に行政事件訴訟法が改正され、現在も行政不服審査法の改正が議論されるなど、このところ動きが激しい分野で、研究テーマは山積しています。そのほか、情報公開や個人情報保護についても関心をもっています。

行政法はわかりにくいとよく言われます。確かに、憲法や民法のような包括的な法典がなく、「公定力」といっためめかしい用語が使われるなど、取っつきにくい点があることは否めません。しかし、肥大した行政をコントロールする法としての行政法は重要な役割を担っており、基本概念を着実に押さえていけば修得はさほど難しくありません。

九大生のポテンシャルの高さは全国でも有数だと思えます。貴重な学生時代を有効に使い、皆さんの能力を大いに伸ばしてください。

学問に「正解」は  
ありません



大賀 哲  
おおが とおる

イギリスで博士号を取得後、神戸大学を経て今年2月に着任しました。九州は初めてですが、見るもの、聞くもの、食べるもの、すべてが新鮮です。

私の専門は政治学です。国際政治学・政治思想史・地域統合論の互いに重なり合う領域、とくに国際政治学の理論と東アジア地域主義を研究しています。政治学にはgoodとbadはありますが、rightとwrongはありません。そもそも学問に「都合のいい正解」はありません。学問は確固たる土台の上に築き上げられる建物ではなく、学問を支える輪郭は繰り返し再検討されなければなりません。

ベルリンの壁が崩れ落ちた時、私は中学生でした。新しい時代が始まるかもしれないという高揚感を今でも覚えています。その後、あらゆる分野で試行錯誤がおこなわれています。学問の縄張りを規定していた「壁」が崩れ始め、世界中で新たな試みが始まっています。若い世代一つまり私たちのことですが一は、往々にして先人達の業績の上に要領よく新しいものを積み上げようと考えます。しかし、これは決して自分のためになりません。伝統には伝統の重みがあり、新しいものには新しいものなりのフットワークの軽さがあります。でもそれは自ら考え、経験することでしか確かなものにはできません。自分にとっての正解は自分で探さなくてはなりません。「壁」はもうなくなってしまったのです！

# くお願ひします。

じっくり議論をしましょう



鶴田 滋  
つるた しげる

民事訴訟法を専攻しています。九州大学法学部を卒業後、熊本大学・大阪市立大学の大学院で研究し、福岡大学法学部に3年間勤務してきました。これまでいろいろな大学を転々としてきましたが、縁あって母校に戻るようになりました。身の引き締まる思いです。

現在研究しているテーマは、「固有必要的共同訴訟における共有者の訴権の保障」です。たとえば、最高裁の判例によれば、第三者Aを被告として、ある土地の所有権をXYが共有していることの確認を求める訴えを提起するには、共有者全員すなわちXYが共同して原告になる必要があります。しかし、それでは、たとえばYが共同の訴えを拒絶した場合には、XはXYの共有権が存在するかどうかを裁判所に判断してもらえる機会を奪われることとなります。そこでXの訴権をどのような理由によりどのような方法で保障するのかを現在研究しています。しかし、そもそもなぜXYが共同原告とならなければならないというルールがあるのかすら自明のことではありません。そこで、これまで私は、日本においてこのルールがなぜ存在するのかを研究してきました。したがって、私は、最近になってようやく、本丸の研究を始めることができました。

このように、私の研究は遅々として進みませんが、そのおかげで、逆に、様々な場面で即効性が求められる昨今において、丁寧にものを考えることの重要性も学ぶことができました。九大の学生さんと、じっくり議論する機会を得ることを光栄に思います。よろしくお願ひいたします。

お久しぶりです



韓 相 熙  
はん さんひ

今年の4月1日から九州大学・法学研究院に「また」お世話になることになりました。この欄は新任教授の挨拶の欄なので、「初めまして」という挨拶から始めるべきですが、「お久しぶりです」という挨拶から始めた理由は、皆様のお陰で2004年3月から2007年2月までの3年間、(当時の)助教授として九州大学・法学研究院で働いた経歴があるからです。

その後、2007年3月から2008年2月までは九大を離れ、中国の北京大学・法学院で副教授(日本の准教授)として働きました。この1年間、本当にあっという間でしたが、激動の転換期に立っている中国・北京において、私個人的には、人生の豊かな新しい経験を得ることができ、また、研究の面においても、中国の学者・学生達との交流そして貴重な資料の収集など、着任当初の期待以上の収穫を得ることができました。

今回私は、九州大学の皆様のお陰で、1年ぶりに再び九大に戻ることになりました。今振り返ってみると、北京での1年間は、夢のようです。これから私は、九州大学・法学研究院で一生懸命研究と教育に専念するつもりです。私の能力の限り、九大のために少しでも貢献できるように最善を尽くして頑張っていきたいと思っております。これからもどうぞ宜しくお願ひ申し上げます。

悩ましい問題に向き合う余裕を



村西良太  
むらにしりょうた

学部で4年、大学院で5年、そして助教として1年。ちょうど10年間にわたって本学で勉強し、この4月に准教授に昇任いたしました。引き続き母校に関わることができる喜びと、それに伴う重い責任とをかみしめているところです。専攻は憲法学で、とりわけ権力分立や議院内閣制といった統治機構の基幹的な制度設計を研究テーマとしてきました。大きな変革を経験しながら、今なお新たな試練に直面するわが国の統治構造を前にして、書いてみたいことは山ほどあるのですが、悩んでばかりでなかなか筆が進みません。今年度後期には、「憲法Ⅰ(統治機構論)」の講義を担当することになっています。ここはひとつ思い切って、自身の疑問をありのまま披瀝し、この学問領域に「分からないこと」がいかにか多く残されているか、実感してもらえる講義になればと考えております。

目標を立てて最短距離でそこに到達しようとするとき、われわれは明快な解答を求めがちです。それはそれで意味のあることかもしれませんが、せっかくの大学生活を、そうした従来の勉強スタイルで染めてしまうのは淋しい気がします。学生のみなさんには、ほんのひとときでも、悩ましい問題とじっくり向き合う余裕をもって勉強してほしい。そのために何らかのお手伝いができるように、私自身も精進を重ねたいと思っております。

## 第3回九州大学－亞洲大学シンポジウム開催 (グローバル時代の東アジア地域協力と日韓関係)

●10月19日(金)・20日(土)

●九州大学法学部大会議室

### 基調講演

「グローバル時代の東アジア地域協力と日韓関係」

石川捷治(九大) 金 詰煥(亜大)

### 第一セッション

「東アジアの地域主義と日韓関係」

朴 盛彬(亜大)

「安倍内閣と歴史認識問題

－従軍慰安婦・靖国・沖縄〈集団自決〉問題を中心に」  
熊野直樹(九大)

### 第二セッション

「2007年参院選の分析－自公体制の機能不全」

岡崎晴輝(九大)

「17代国会構成の人口社会的な背景」

柳 承益(亜大)

### 第三セッション

「北東アジア多者安保に関する展望：韓国の立場」

李 王徽(亜大)

「米軍再編と東アジア安全保障－日米安全保障関係  
の観点から」

中島琢磨(九大)

### 第四セッション

「東アジア地域の黄砂被害に関する日韓協力」

蘇 秉天(亜大)

「小泉政権の評価をめぐる議論状況と日韓関係」

出水 薫(九大)

## 木佐教授がスイスの自治体視察を企画・監修

3月13日大会議室にて記者会見

本学部行政法担当の木佐茂男教授が、本年6月にスイスの自治体を訪問する研究・研修ツアー「スイス小規模自治体徹底視察研究の旅」を企画・監修している。近畿日本ツーリストの依頼にこたえ、小規模自治体が合併することなく精緻な広域行政の仕組みを活用しながら地域の自治を支えているスイスの実情を、日本の自治体関係者に体験してもらおうとするもの。広域合併の流れにある日本の地方分権にとって貴重な問題提起となるであろう。



## 「市民活動を考える」シンポジウム開催

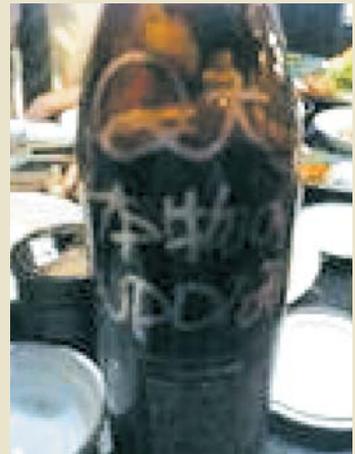
2007年11月7日(水)午後、九州大学政治哲学リサーチコア主催、九州大学政治研究会共催のシンポジウム「市民活動を考える」が法学部大会議室で開催されました。シンポジウムでは、法学部OBでもある加留部貴行さん(九州大学大学評価情報室特任准教授、日本ボランティアコーディネーター協会副代表理事)と、NPO法人自殺対策支援センターライフリンク代表の清水康之さん、そして法学研究院准教授の岡崎晴輝が報告をし、参加者全員で討論をしました。

岡崎がNPO法人制度を概観し、政治技術論の必要性を訴えた後、加留部さんは、NPO法施行後の10年間で振り返り、NPO運営の実際やNPOが直面する課題について、ご自身の経験を交えつつ報告してくださいました。

また清水さんは、自殺対策基本法の制定に向けたライフリンクの奮闘ぶりを報告してくださいました。NHKディレクターの職を投げうってまで自殺対策に取り組んできた姿は、参加者全員に深い感銘を与えるものでした。

お二人の熱い報告を聞いて、大学人が現場の声に耳を傾ける必要性を痛感しました。九大政治学も「象牙の塔」にこもることなく、市民社会に根ざした政治学を築いていかなければ、と気持ちを新たにしました次第です。写真は、シンポジウム後の懇親会の席上で撮影されたものです。「Q大 本物のNPO研究会」。生き生きとした人と酌み交わすお酒もまた格別でした。

(文責:岡崎)



## ボルドー政治学院との部局間交流協定締結

法学研究院にとって13校目にあたる学術交流協定が、2007年12月25日クリスマスの当日にフランスのボルドー政治学院から学院長と教授の来校を得て、締結された。

ボルドー政治学院は、バカロレア(高校卒業資格試験)に合格すれば全員が入学できる大学と異なり、1~2年の入試準備期間を過ごし、試験に合格して初めて入学できるというフランス独自のエリート養成校であるグランゼコールの一つである。政治学院と呼ばれるが、高級公務員や幹部社員の養成を目的とした公共政策、経済、政治学、国際関係論、および、公法関連の科目を中心にしたカリキュラムが提供されている。5年制のカリキュラムであり、最後の2年間は「マスター」と呼ばれて修士課程に相当する。

2008年度からは英語の授業も提供されると聞いているので、フランス語におじけることなく、希少な協定校を大いに利用して欲しい。

(文責:八谷)



(写真は調印式に臨む直江研究院長・数野教授・八谷准教授)

## 第3回・

# 法学府英語プログラム博士課程(LL.D.) 主催・国際シンポジウムに参加して

准教授 小島 立 (知的財産法)  
こ しま りゅう

2008年2月9日(土)・10日(日)の2日間にわたって、九州大学西新プラザにおいて、法学府英語プログラム博士課程(LL.D.)主催の第3回国際シンポジウムが開催された。本年度のテーマは、「岐路に立つ開発法学：普遍的スキームか、それともアジア的なものか？」というものである

(詳細は、<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/programs/english/conference2008/index.html>を御覧いただきたい)。

九州大学大学院法学府は、1994年から授業・論文執筆の全てを英語で行う法学修士課程(LL.M.)を日本で初めてスタートさせ、1999年からは同様の法学博士過程(LL.D.)を開設した。常にプログラムの改良を重ねて来たが、より抜本的に改革を行うべく、2006年度日本学術振興会の「魅力ある大学院教育」イニシアティブに応募し、採択された。このプログラム改革の大きな柱が、最先端の研究と教育を有機的に結びつけるべく、LL.D.学生が国際シンポジウムを企画運営するというものである。既に2006年2月には、英語プログラムの卒業生を講演者に迎えての国際シンポジウムを開催してはいたが、2007年2月には、コーポレートガバナンスをテーマに、LL.D.学生主導の第1回国際シンポジウムを開催して大きな成功を収め、本年は第2回目に当たる。

研究者には、優れた論文を執筆するにとどまらず、国際的な研究水準を把握し、その場で自己を的確に表現する能力が求められる。LL.D.シンポジウムでは、自分自身の研究に役立つよう、LL.D.学生がシンポジウムのテーマ設定と講演者の選定に積極的にに関わり、さらにLL.D.学生自身も報告を行う。今年からは、LL.M./YLP(文部科学省指定の特別プログラム)の学生とLL.D.学生がチームを組み、報告にコメントを付す試みも始めたが、学生の参加意識が高まったためか、その後の質疑応答の時間が足りなくなるほどに議論が白熱した。講演者からも「学生たちが主

体的に参加する国際シンポジウムは世界的に見ても例がなく、自分の所属する大学でも試みたい」と高く評価する意見が口々に聞かれた。来年度以降もLL.D.シンポジウムを継続する予定であり、さらなる改良を重ねたい。

本年度のテーマである「開発法学(Law and Development)」とは、主に途上国における市場経済化・民主化における法の役割について考察する学問領域であるといえるが、基調講演を務めた開発法学の泰斗であるDavid M. Trubek教授(ウィスコンシン大学ロースクール)によれば、開発法学とは閉じられた法領域ではなく、法がいかなる目的のために存在し、何を達成しようとしているのかという問いに答える営み全般を指すものだというのであり、法学政治学の全てに通底する内容である。

世界を見渡しても、いわゆる「開発独裁」によって経済発展が達成されているに過ぎず、人権問題などへの取り組みが遅れている状況も散見され、また、真の意味で成熟した市場経済を達成するには、様々なレベルでの「法の支配」が不可欠なのではないかという問題意識は、現在の日本社会にもそのまま妥当と思われる。その意味で、2日間のシンポジウムを通して感じたことは、開発法学に関する諸問題は、環境問題をはじめとした地球規模での問題解決が喫緊の課題となる中で、従来以上に現実性を増しているのではないかということである。世界の第一線の研究者たちを交え、この福岡の地において、現代社会の重要な問題をともに考える機会に恵まれたことは、参加者全員にとって大きな財産になったと確信している。

## 著作紹介 (著者が紹介しています)

### 『条解民事再生法(第2版)』

園尾隆司=小林秀之編(2007年12月)弘文堂・1365円

本書は、民事再生法に関する本格的な注釈書であるが、その中の「債権者委員会」の全条文について、近時の法改正をも織り込み、全面改訂し注釈を加えた。再建型倒産処理手続の中で最大の利害関係を有するのは再生債権者であるが、アメリカ法に示唆を得て、その手続参加を可能にするこの制度の展開可能性をも提示した。(川嶋四郎)

### 『友愛と法—山口浩一郎先生古稀記念論集』

菅野和夫=中嶋士元也=渡辺 章編集代表(2007年12月)信山社・14280円

労働法・社会保障法・友愛の3分野に分けたユニークな論文集。前中労委会長山口先生の古稀を祝して編まれた、法律学の通奏低音たる「友愛」にはじめて焦点を当てたもの。労基法附則136条に関する沿津交通事件最高裁判決の射程距離を検証する「年休取得不利益取扱い法理の再検討」を大橋が、企業の懲戒権の根拠をフランスの法理を詳細に比較しながら改めて検討する「懲戒権における『企業』と『契約』」を野田が執筆している。(野田進・大橋将)

### 『EU拡大のフロンティア—トルコとの対話』

八谷まち子編著(2007年12月)信山社・3050円。

EUに関する近年の最もホットな話題のひとつであるトルコのEU加盟に関する研究書であり、EUの政治を専門とする編者とドイツ(EU加盟国内で最大のトルコ人人口を数える)、およびトルコ共和国のそれぞれの政治の専門家との共著である。多くのEU関連書がトルコのEU加盟について触れているが、当該問題に焦点をあてて多角的に論じた日本語の研究書としては最初のもの。(八谷まち子)

### 『民事紛争と手続理論の現在(井上治典先生追悼論文集)』

河野正憲=伊藤眞=高橋宏志編(2008年2月)法律文化社・14700円

書名が示すように、本書は、井上治典先生の追悼のために編集されたものであるが、そこに、「判例を通じた法創造の一面」と題して、ドイツにおける新たな救済手続の創造過程を分析研究した論考である。「追記」に執筆者の本意を込めているので、ぜひご一読を願いたい。この論文は、「20世紀前半におけるドイツ・イミッション手続過程の側面」『民事司法の法理と政策(小島武司先生古稀記念論文集)』(商事法務、2008年3月末刊行予定)などとともに、川嶋のドイツ・イミッション法に関するこれまでの研究の一部をなすものである。また本書には、動態的な手続法理論のあり方に関して、自身の年来の研究を一步押し進めた、上田准教授の「当事者主義的個別手続形成における動態性の問題」も収録されている。(川嶋四郎・上田竹志)

### 『民事訴訟の計量分析(続)』

民事訴訟実体調査研究会[代表 竹下守夫]編(2008年2月)商事法務・9975円

2000年に刊行された同名書の続編であり、平成8年民事訴訟法改正後の訴訟実務の変化について、総計3600件もの事件記録を一件ずつ丹念に読み解いて、民事訴訟手続全体につき、詳細かつ網羅的な実態調査を行った成果である。なお、事件記録の調査には川嶋教授、堀野教授も参加した。上田の担当部分は書証の取調べに関するデータ分析であり、現行法で予定されている争点整理段階での書証提出という審理モデルの実現度などについて分析を行った。(上田竹志)

### 『<市民>と刑法(第2版)』

内田博文・佐々木光明編(2008年2月)日本評論社・2625円

今回改訂の主な内容は、最近の立法の動きをフォローするとともに、差別防止、裁判員制度、犯罪被害者の権利について新たな章を起し、コラム等も最新のものに入れ替えたことである。(内田博文)

### 『アメリカ外交の分析—歴史的展開と現状分析』

杉田米行編(2008年4月)大学教育出版・2800円

ブッシュ政権はアメリカ外交史において特異な例外なのか、それとも従来の伝統を受け継いでいるのか。本書は現代アメリカ外交を分析する一助として、多様な分析視角からアメリカ外交史の特徴を再検討した8章から成っている。大賀の執筆した第1章は、冷戦期の核戦略構想に着眼し、限定核戦争を唱えるH.キッシンジャーとそれを痛烈に論難するH.モーゲンソーの論争を再検討しながら、冷戦史ひいてはアメリカ外交史に通底する外交思想をつまびらかにしたものである。(大賀哲)

### 『日本刑法学のあゆみと課題』

内田博文著(2008年3月)日本評論社・5460円

日本の刑法、刑法学の歴史と理論の研究を通じて、近時の厳罰化を基調とした「立法ラッシュ」に対し、日本国憲法、国際人権法の観点から問題点と課題を示したもので、新しいタイプの教科書作りをも意図した。(内田博文)

### 『はじめて学ぶ政治学—古典・名著への誘い』

岡崎晴輝・木村俊道編(2008年3月)ミネルヴァ書房・2940円

古典・名著を読むスタイルの政治学教科書である。この反時代的な教科書を作成するために、政治理論・政治思想史を専攻する全国の若手・中堅研究者27名が結集した。九州大学からも7名の教員・大学院生が参加した。2008年度以降、法学部1年生が受講する政治学入門(岡崎担当)やコアセミナーⅠ(木村担当)の教科書としても使用される予定である。(岡崎晴輝・木村俊道)

### 『公的医療保険の給付範囲—比較法を手がかりとした基礎的考察』(九州大学法学叢書2)

笠木映里著(2008年3月)有斐閣・6510円

本書は、公的医療保険の給付範囲という問題に法学的観点からのアプローチを試み、このテーマに関する議論の出発点となるような分析を行うことをめざすものである。具体的には、現物給付の医療保険制度を採用する日本で、給付範囲が、医師による診断や治療の事前・事後にわたる動的なプロセスの中で決定されていくという点に着目し、独仏比較法研究を素材として、日本において給付範囲の問題をいかなる観点から議論し考察すべきかについて検討を行っている。(笠木映里)

# 平成19年度卒業生進路一覽 (平成20年3月末判明分)

就職先	男	女
福岡市	1	3
肥後銀行	1	2
久留米市	2	1
JFEスチール	2	1
福岡銀行	2	1
福岡県	2	1
みずほフィナンシャルグループ	2	1
読売新聞西部本社	2	1
大分市		2
熊本県		2
日本生命保険	2	
西日本シティ銀行	2	
長崎地方裁判所	1	1
トヨタ自動車	2	
郵便局		2
広島地方裁判所		1
日立プラントテクノロジー	1	
日立ソフトウェアエンジニアリング		1
日本ユニシス		1
日本銀行		1
日本アイビーエム 共同ソリューションサービス	1	
西松屋チェーン		1
西日本旅客鉄道	1	
西日本鉄道		1
奈良県	1	
名古屋市	1	
都市再生機構	1	
東芝エレベータ		1
東京都		1
東京電力		1
テレビ九州 (TVQ)		1
伊達法律事務所		1
損害保険ジャパン	1	
セボン (不動産・東京)	1	
住友生命相互会社		1
住友金属鉱山		1
スズキ	1	
新光証券	1	
昭和シェル石油		1
商工中金	1	
財務省福岡財務支局	1	
財務省九州財務局	1	
国立病院機構	1	
国民生活金融公庫		1
公安調査庁福岡公安調査局	1	
熊本市		1
熊本県民テレビ	1	
九州電力	1	
北九州市		1
関西電力	1	
オリックス	1	
医学書院		1
朝日新聞社		1
あおぞら銀行	1	
NTT西日本	1	
NTTデータ	1	
NEC		1
IHI (石川島播磨重工業)		1
広島市	1	
フェヴソナ		1
福岡県警	1	
福岡地方裁判所		1
フタバ図書	1	
弁護士法人アゴラ		1
法務省福岡入国管理局		1
みずほ信託銀行	1	
三菱東京UFJ銀行	1	
三菱UFJ信託銀行		1
三菱重工業	1	
宮崎銀行	1	
宮崎県信用保証協会	1	
明電舎		1
山口銀行	1	
山口県	1	
山口市	1	
ユニバーサル造船	1	
リクルート		1
レオパレス21	1	
ロフト	1	
ワイキューブ	1	
<b>合計</b>	<b>76</b>	<b>44</b>

進学先	男	女
九州大学法科大学院	14	9
九州大学大学院法学府	1	4
大阪大学法科大学院	3	1
中央大学法科大学院	1	1
同志社大学法科大学院	2	
大阪大学大学院国際公共政策研究科		1
関西学院大学法科大学院	1	
熊本大学法科大学院		1
神戸大学国際協力研究科	1	
国立音楽院	1	
西南学院大学法科大学院	1	
東京大学公共政策大学院	1	
一橋大学法科大学院		1
一橋大学国際・公共政策大学院 公共経済コース		1
福岡大学法科大学院	1	
立命館大学法科大学院	1	
<b>合計</b>	<b>28</b>	<b>19</b>

## 編集後記

法学部ニュース編集も最後となりました。後は八谷准教授と久保山力也さんが引き継いでくれます。3年間ありがとうございました。(大橋 將)

というわけで、非力ながら編集の一旦を担うことになりました。体力、企画力ともに豊かな久保山さんの手腕に期待しております。皆様、引き続き愛読をよろしくお願いいたします。(八谷まち子)

さらに、というわけで、本誌の編集にたずさわることになりました、久保山です。皆様とともに新しい「九州大学法学部ニュース」を創っていきたいと思います。今後ともなにとぞよろしくお願いいたします。(久保山力也)